

令和5年度佐賀県市町総合事務組合職員採用統一試験公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定に基づき、令和5年度佐賀県市町総合事務組合職員採用試験を次のとおり実施します。

なお、第一次試験は、佐賀県内の市町・一部事務組合等と統一して実施し、第二次試験は本組合において行います。

令和5年6月30日

佐賀県市町総合事務組合
管理者 田島 健一

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定	職務内容
一般事務(高卒程度)	1名	一般事務に従事します。

2 受験資格

試験区分	要件
一般事務	- 平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、次の要件のいずれかを満たす者に限ります。 - ア 現（公告日）に佐賀県内に居住し、住民登録をしている者 - イ 過去（公告日前）に佐賀県内に居住し、住民登録をしたことのある者 - ウ 佐賀県内に居住している者（アに準ずる。）を扶養している者で佐賀県外に居住している者 - エ 佐賀県内に居住している者（アに準ずる。）の扶養又は仕送りを受け、佐賀県外に居住している者

学歴は問いませんが、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本組合の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験日

令和5年9月17日（日曜日） 9時30分 集合

イ 試験会場

佐賀市緑小路1番1号 佐賀県立佐賀工業高等学校（予定）

ウ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
一般事務 (高卒程度)	教養試験	120分 10:00～12:00	高校卒業程度の一般的知識及び知能についての5肢択一式40題の筆記試験（出題予定分野は次のとおり） ・時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題（20題） ・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（20題） *古文、哲学、文学、芸術等、国語の出題はありません。
	性格特性検査	20分 12:20～12:40	公務員に求められる規範性・指導性・積極性等の資質について、性格特性をみる3肢択一式150題の検査

エ 第一次合格者発表

令和5年10月上旬（予定）に、合格者を本組合掲示場に掲示するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

令和5年10月下旬（予定）に行う予定ですが、日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

論文試験及び面接試験のほか、必要な試験を行います。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(4) 最終合格者発表

令和5年11月中旬（予定）に本組合掲示場に掲示するほか合格者に通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和6年4月1日から原則として1年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

- (2) 採用は、欠員補充等の必要が生じた場合に行うこととなりますが、特定の勤務地、勤務個所を強く希望している場合又は成績が下位の場合等は採用が遅れる場合又は採用されない場合もあります。

5 給与・福利厚生等

- (1) 給与は、原則として給料表1級5号給（現行給料月額154,700円）が、大学卒業者には給料表1級21号給（現行給料月額175,800円）が支給されます。（学歴及び職歴による調整があります。）

このほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者に支給されます。

- (2) 福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険（火災・自動車共済、任意共済等）へ加入できます。

6 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書等の請求

申込書及び試験案内は、本組合で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、120円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封してください。

- (2) 申込先及び申込手続

申込書に必要事項を記入し、写真欄に令和5年4月以降に撮影した本人の写真を貼って、本組合に提出（郵送可）してください。

- (3) 受付期間

令和5年7月10日（月曜日）から8月15日（火曜日）までの、土・日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付けます。

※ 郵便の場合は、令和5年8月15日（火曜日）までの消印のあるものに限り受付けます。

7 問い合わせ先

佐賀県市町総合事務組合 山田、橋本

〒840-0832

住 所 佐賀県佐賀市堀川町1番1号 佐賀県市町会館内

電 話 0952-25-2354